

佐野市勤労者会館清掃業務委託作業仕様書

この仕様書は、作業の大要を示すものであり、現場の状況に応じて軽微なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、発注者が美観又は建物管理上必要と認めた作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 清掃業務委託場所

- (1) 所在 佐野市浅沼町796番地
- (2) 名称 佐野市勤労者会館
- (3) 面積 建物延床面積 660.00㎡（鉄骨造2階建）

2. 清掃業務の委託に関する基本事項

- (1) 清掃業務の作業箇所及び内容は、本仕様書に基づき行うものとする。
- (2) 清掃不完全の場合又は清掃の必要が生じたときは、発注者は受託者に対し必要な指示をし、受託者はこれに従うものとする。
- (3) 清掃業務に要する機械器具及び消耗品等は、原則として受託者負担とし、使用材料は品質良好なものを使用する。
 - ・トイレトペーパー
 - ・消臭剤
 - ・作業用具
- (4) 受託者が業務遂行のために必要とする電気、水道については、発注者が無償で提供するが、その他清掃に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (5) 常に細心の注意をもって作業を実施し、建物、付属設備及び物品等に故意若しくは重大な過失によって損害を与えたときは受託者がその修繕に要する費用を負担するものとする。
- (6) 作業中に生じた作業員の事故等については、すべて受託者負担とする。ただし、発注者が免除したものについてはこの限りではない。
- (7) 破損箇所を発見したとき又は器具等に異常を認めたときは、直ちに発注者に報告する。
- (8) 服装、言動には十分気をつける。
- (9) 定められた時間以外に無断で居残る又は立ち入ることのないようにする。
- (10) 業務の実施にあたり知り得ることのできる秘密事項を一切漏らさない。

3. 清掃業務の実施要領

- (1) 作業範囲
佐野市勤労者会館の全館とする。
- (2) 作業期間
令和3年9月1日から令和6年8月31日までとする。
- (3) 作業日

常時清掃 週1回

定期清掃 年3回

(4) 作業時間

午前9時から正午までとする。

(5) 作業要領

①常時清掃

自在ホーキを使用して清掃を行い、水拭き又は中性洗剤で洗浄する。

ゴミ箱の内容物を処理し、適宜洗い拭きをする。

風除室、玄関ホール、ロビー、廊下、事務室、会議室、湯沸室、
身障者用便所、男子・女子便所

②定期清掃

ガラス清掃、床面ワックスかけを行う。

全館ガラス両面、全館床面

4. 受託者は発注者に対し当該月の作業に関する報告を、翌月10日までにを行うものとする。

5. その他

この仕様書によるもののほか、作業実施にあたって不明な点は、発注者および受託者協議のうえ実施するものとする。

佐野市勤労者会館清掃業務委託作業仕様書

区分			常時清掃						定期清掃		備考
			床ホークキ清掃	床モップ拭き水・洗剤	玄関マット清掃	衛生陶器の清掃	消耗品の補給	汚物・茶殻等の処理	ゴミの分別・運搬	ガラス清掃・両面	
作業箇所	床面積	床仕上げ									
風除室	10 m ²	タイル	週	週	週					年	
玄関ホール	20 m ²	Pタイル	週	週	週					年	年
ロビー	18 m ²	Pタイル	週	週						年	年
1階廊下	23.7 m ²	Pタイル	週	週						年	年
事務室A	20 m ²	Pタイル	週	週					週	年	年
事務室B	20 m ²	Pタイル	週	週						年	年
事務室C	23 m ²	Pタイル	週	週						年	年
1階会議室	150 m ²	Pタイル	週	週						年	年
1階湯沸室	2.8 m ²	Pタイル	週	週				週			年
1階便所	26 m ²	タイル	週	週		週	週	週		年	
階段	16 m ²	Pタイル	週	週						年	年
会議室A	50 m ²	Pタイル	週	週						年	年
会議室B	112.5 m ²	Pタイル	週	週						年	年
会議室C	75 m ²	Pタイル	週	週						年	年
2階便所	22.5 m ²	タイル	週	週		週	週	週		年	
2階湯沸室	2.7 m ²	Pタイル	週	週				週			年
2階廊下	56.5 m ²	Pタイル	週	週						年	年

週＝週1回実施、年＝年3回実施（7月・11月・3月）、ガラス清掃は約200 m²